

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 25 日

審査機関名 ビューローベリタスジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	照明設備の更新プロジェクト
排出削減事業者名	株式会社ウェルカム
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
事業実施場所	① George's 沼津店 (住所：静岡県沼津市高島本町 1-5 イシバシプラザ 1F) ②George's トレッサ横浜店 (住所：神奈川県横浜市港北区師岡町 700 トレッサ横浜 南棟 1F) ③George's 仙川店 (住所：東京都調布市仙川町 3-9-15 モン・ヴァン・ジェ 仙川) ④George's 京都店 (住所：京都府京都市中京区烏丸通姉小路下ル場之町 586-2 新風館 1F) ⑤George's 国立店 (住所：東京都国立市中 1-17-2) ⑥George's モリタウン昭島店 (住所：東京都昭島市田中町 562-1 モリタウン 1F) ⑦George's 流山おおたかの森店 (住所：千葉県流山市西初石 6-185-2 流山おおたかの森 SC2F) ⑧George's ジャズドリーム長島店 (住所：三重県桑名市長島町浦安 368 三井アウトレットパークジャズドリーム長島 2F)
事業の概要	照明設備 1204 台を省電力型に更新し、省エネルギーを図ることで、CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	【限界電源方式】 2012 年度：86 tCO2/年

	(事業実施期間合計 86 tCO ₂) 【全電源方式】 2012 年度 : 66tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 66tCO ₂)
国内クレジット 認証 期間	事業開始日 ①George's 沼津店 2012 年 7 月 4 日 ②George's トレッサ横浜店 2012 年 7 月 9 日 ③George's 仙川店 2012 年 7 月 11 日 ④George's 京都店 2012 年 7 月 12 日 ⑤George's 国立店 2012 年 7 月 12 日 ⑥George's 昭島店 2012 年 7 月 10 日 ⑦George's 流山おおたかの森店 2012 年 7 月 5 日 ⑧George's ジャズドリーム長島店 2012 年 7 月 3 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 006 「証明設備の更新」

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、本社および事業サイトである George's 仙川店を訪問して確認した。 本社:東京都渋谷区神宮前 2-4-11 : 2013 年 2 月 8 日視察 George's 仙川店:東京都調布市仙川町 3-9-15 モン・ヴァレーズ 仙川 : 2013 年 2 月 20 日視察
	1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO ₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを、関係者への質問等により確認した。 2) 設備が継続利用可能であること 本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧、本社訪問時の各店舗設

	<p>備導入時期を確認することにより、確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 入手した根拠資料、質問及び検算により、当排出削減事業の投資回収年数は3.2年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。 また、設備投資に補助は受けていない。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 各店舗内は天井、商品の陳列棚など多くの照明設備が必要なため、省エネルギー対策としてその削減を図ることは有効である。照明設備をLEDに交換することによってCO2および光熱費の削減も期待できる。排出削減事業者は既に他の店舗にて国内クレジット制度に参加しており、知見もあり、メリットを感じていることから今回も参加したことを確認した。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でないことを確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論006に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件1については、既存照明設備よりも省電力のLED照明に更新であることを関係者への質問、配置図等により確認した。</p> <p>適用条件2については、照明設備の更新を行わなかった場合事業実施前の照明設備を継続的に利用できることを関係者への質問、既存の照明設備の使用年数、法定耐用年数の確認により確認した。</p> <p>適用条件3については、事業実施後の照明設備に最も影響を与える活動量（営業時間）を把握できることを確認した。</p> <p>2) バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認した。</p>

	3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の2倍を超えていないことを確認した。
--	---

4. 特記事項

なし

以上